

| | | | |
|------|---|-----|--------------------|
| 会議名 | 第2回新城地域協議会 | | 公開 |
| 日時 | 令和元年5月16日(木) 午後7時00分～午後9時00分 | 場所 | 市役所本庁舎4階 4-1会議室 |
| 出席者 | (委員) 今泉仁、岡山博、伊藤めぐみ、京極善市、陶山典男、清水利高、 加藤賢一、加藤尚代、太田芳伸、酒向雅子、笹田明男、本田廣美、 藤村信芳、中野泰志、後藤幸子、鈴木雅晴、石黒謙治、浅岡勝、 奥平宏幸、磯部直人、今泉栄、布施エミ子 | | |
| | (事務局) 自治振興課：加藤課長、宮本主査 新城自治振興事務所：鈴木所長、川合主任 | | |
| 欠席者 | なし | 傍聴者 | なし |
| 配布資料 | 次第、審査会までのスケジュールについて、令和元年度地域活動 交付金分科会委員名簿、地域活動交付金審査会当日の流れ、審査 会における留意点、新城地域自治区地域活動交付金審査基準(案)、 審査の取決め事項(案)、模擬審査資料 | | |

議題・議事・発言等(要点記録)

| |
|--|
| <p>1 開会 会議成立の報告及び会議録署名委員の指名(京極善市委員、陶山典男委員)</p> <p>2 説明 審査会までのスケジュールについて、事務局より説明した。</p> <p>3 議事 (1) 審査基準等について 事務局から審査基準等について一括して説明をした後、新城地域自治区地域活動交付金審査基準等について協議し、事務局案のとおり決定された。なお、新たに委員になられた方もいるため、事務局が模擬プレゼンを行い、委員が模擬審査を行った後に協議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業の審査時間については1申請団体につき、申請団体の説明時間を5分、質疑応答時間を7分として決定された。 ・審査を辞退する委員は申請名簿に名前がある場合、申請団体と関わりのある方、利害関係者、公民館の申請についてはその区長として決定された。 ・審査会における傍聴については、申請団体など多くの方が傍聴に訪れるため、傍聴定員は10名以内であるが、会長が特に認める場合は10人以上の傍聴が可能であり、これを適用し今回の審査会については、10人以上の方の傍聴を認めることとして決定された。 ・最終審査については、非公開とすることとして決定された。 <p>主な意見 委員：今回3つの団体から、同じタイプの椅子を購入するという申請が出ているが、単価に違いがある。協議会から単価を下げるよう指示することはできるのか。</p> |
|--|

事務局：団体にもその椅子を選んだ理由があると思う。その理由を確認するためには申請団体に質問することが最低限必要となる。その上で申請団体から、その椅子を選択した明確な理由がなく、別の椅子でもよいという回答が得られれば、単価を安くするという条件を付して採択することは可能と考える。

委員：例えば協議会の議論の中で、危険だから保険をかけるべきという判断をした場合、その保険金額分を uploads して交付することはできるか。

事務局：この場合も団体に保険に関する事前質問をして、団体側も保険をかけるべきという回答をされたという前提の話となるが、申請額以上の金額を交付することはできない。費用は基本的に団体の負担となるが、申請上の他の予算科目の費用を削ってその分の費用を捻出できるようであれば、それでも構わない。この場合、変更申請の手続きが必要となる。

委員：見積りに関する意見や保険に関する意見が出ているが、書類に関することは事務局で確認していると思う。事業そのものを審査するという前提が置き去りになっていないか。

事務局：審査する上での疑問点を解消していただくために申請団体に質問することとなる。そのための質問であれば問題ないが、見積りそのものや書類に関する不備などあれば、事務局に願います。

委員：これまでに審査で落ちてしまった団体はあるのか。審査にあたって、否定的な質問は控えていただきたいということであったが、合格させるという考え方でなければいけないのか。

会長：これまでに落ちてしまった団体もある。合格させるということではなく、客観的な審査を願います。

事務局：否定的な質問を控えてほしいというのは、団体の事業そのものを否定したり、書類上の不備を指摘することがないようにという趣旨で説明したことなので、誤解のないように願います。

委員：事業を批判しないということだが、人それぞれにその考え方は異なると思う。審査する上での疑問を解消するための質問が結果として批判的な意見となってしまうこともある。また事業によっては、地域住民にそこまで恩恵があるとは思えない事業もあるので、そういった事業は不採択とせざるを得ないと思うし、合格させようという考え方は間違っている。

(2) 交付金事業二次募集について

事務局から、交付金事業の申請状況について説明した後、予算残額が発生した場合に、二次募集を行うべきかどうかについて協議した。協議の結果、交付金事業二次募集については行わないとして決定された。

主な意見

委員：今回の審査に落ちてしまった団体が計画を練り直して再挑戦する場が必要だと思うので、やるべきだと思う。日程的に二次募集を行うことが難しいということをおっしゃるということであれば、何も言えないが。

事務局：日程のことを第一に考えるのではなく、二次募集を行うべきかどうかということをお考えいただきたい。

委員：募集要項で二次募集を行う事ができるという決まりがあるのであれば、やるべきだと思う。二次募集を行わないのなら、始めから募集要項から消しておけばいい。

委員：交付金の残額がいくらになるかが分からない。当日決めることはできないのか。

委員：交付金の残額が多くても少なくても、二次募集はかけるべきだと思う。

事務局：一昨年までは審査会当日に二次募集について協議していただいていた。だが、審査会は長時間に及び、更に二次募集の協議を行うのは、委員の皆さんの負担

になるため、事前に協議していただいた方がいいかと思ひ提案させていただいた。当日でなければ判断できないということであれば、それでも構わない。

(3) 交付金事業申請内容に関する質問事項について

すぐに意見が出ず、会場の時間も迫っていたため、地域活動交付金分科会で検討し、地域協議会へ報告することとなった。なお、行政区ごと地域活動交付金メンバーに質問事項を伝えておくこととなった。

4 その他

今後の日程等について案内した。

(1) 第1回地域活動交付金分科会

令和元年5月23日(木) 午後7時から 勤労青少年ホーム集会室B

(2) 第3回新城地域協議会

令和元年6月1日(土) 午後1時から 新城市役所4階 会議室